

○高崎市等広域消防局患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

平成11年 4月 1日

高広振組消防局告示第8号

改正 平成13年1月 4日高広振組消防局告示第2号

改正 平成17年3月31日高広振組消防局告示第1号

改正 平成19年3月30日高広振組消防局告示第1号

改正 平成20年6月30日高広振組消防局告示第1号

改正 令和 7年1月 7日高安消組消防局告示第1号

(目次)

第1条 この要綱は、高崎市等広域消防局管轄区域内の民間による患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1)「患者等」とは、寝たきり老人、車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び傷病者（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に定める傷病者に該当しない傷病者）等をいう。
- (2)「患者等搬送業務」とは、患者等を医療機関及び社会福祉施設等へ搬送するために必要な構造又は設備を備えた自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- (3)「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送業務を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (4)「認定事業者」とは、第4条の規定による認定を受けた患者等搬送事業者をいう。
- (5)「乗務員」とは、患者等搬送用自動車に乗務し、当該業務に従事する者をいう。

(指導等)

第3条 消防局長は、管轄区域内の患者等搬送事業者に対し、別表第1に定めるところにより指導等を行うものとする。

(認定等)

第4条 消防局長は、患者等搬送事業者の認定等について、別表第2に定めるところにより行うものとする。

付 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の告示の各規定による様式により作成してある用紙については、適宜補正してこれを使用することができる。

付 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和 7年2月1日から施行する。